

## 3 介護予防訪問リハビリテーションサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
64	2111	予防訪問リハ1	イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 298 単位	298	1回につき
64	2211	予防訪問リハ2		介護老人保健施設の場合 298 単位	298	
64	2311	予防訪問リハ3		介護医療院の場合 298 単位	298	
64	C201	予防訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 3 単位減算	-3
64	C202	予防訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算2			介護老人保健施設の場合 3 単位減算	-3
64	C203	予防訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算3			介護医療院の場合 3 単位減算	-3
64	D201	予防訪問リハ業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 3 単位減算	-3
64	D202	予防訪問リハ業務継続計画未策定減算2			介護老人保健施設の場合 3 単位減算	-3
64	D203	予防訪問リハ業務継続計画未策定減算3			介護医療院の場合 3 単位減算	-3
64	4111	予防訪問リハ同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算		1月につき
64	4112	予防訪問リハ同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算		
64	8000	予防訪問リハ特別地域加算	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	所定単位数の 15% 加算		1回につき
64	8100	予防訪問リハ小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		
64	8110	予防訪問リハ中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		
64	5001	予防訪問リハ短期集中リハ加算	短期集中リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は認定日から3月以内)	200 単位加算	200	1日につき
64	6162	予防訪問リハ口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50 単位加算	50	月1回限度
64	5010	予防訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	50 単位減算	-50	1回につき
64	6123	予防訪問リハ12月超減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	30 単位減算	-30	
64	4003	予防訪問リハ退院時共同指導加算	□ 退院時共同指導加算(退院時1回を限度)	600 単位加算	600	
64	6102	予防訪問リハサービス提供体制加算	ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算( )	6 単位加算	1回につき
64	6101	予防訪問リハサービス提供体制加算		(2)サービス提供体制強化加算( )	3 単位加算	